

大分県報

令和五年
第四二六号
七月十四日

（金曜日）

目次

告示

指定予定保安林……………
中津都市計画道路の変更案の縦覧……………

公告

林業種苗法による生産事業者講習会の開催……………
都市計画事業の事業計画の認可……………
落札者等の公示（三件）……………

監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（財政的援助団体等監査）……………

○告示

大分県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和五年七月十四日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

宇佐市安心院町壘石字山ノ下六〇八番・六〇九番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

令和五年七月十四日

大分県報（告示）

一

（一）主伐は、択伐による。			
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
2 立木の伐採の限度			
次のとおりとする。			
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）			
大分県告示第三百二十五号			
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり中津都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。			
なお、中津市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。			
令和五年七月十四日			
大分県知事 佐藤 樹一郎			
一 都市計画の種類			
中津都市計画道路			
二 都市計画の変更に係る事項			
中津都市計画道路中三・四・四号外馬場錆矢堂線を次のとおり変更する。			
名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・四・四号外馬場錆矢堂線	中津市字外馬場	中津市大字下池永字一丁畑	延長の増 終点の変更
（区域は、別図のとおり）			
三 都市計画変更の案の縦覧期間			
令和五年七月十八日から 令和五年八月二日まで			
四 縦覧場所			

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
 中津市豊田町十四番地三 中津市建設部まちづくり推進課
 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

令和五年七月十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 講習会の日時及び場所

1 日時 令和五年九月二十二日 午前九時から

2 場所 大分市花園二丁目六番四十六号 大分県林業会館新館三階研修室

二 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講申込書の受付期間及び提出先

講習を受けようとする者は、生産事業者講習会受講申込書を令和五年九月八日までに住所を管轄する大分県各振興局農山(漁)村振興部に提出すること。

四 講習手数料

講習を受けようとする者は、林業種苗生産事業者講習手数料として、一万四千円の大分県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。

五 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 駐車場は会場近くの河川敷駐車場を利用すること(別途ホームページに掲載)。林業会館駐車場は利用不可とする。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の認可の告示が令和五年六月二十九日付け九州地方整備局告示第百一号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和五年七月十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 都市計画事業の種類及び名称

令和五年九州地方整備局告示第百一号大分都市計画道路事業

三・四・二十八号庄の原佐野線及び三・二・五号生石下郡線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一

号

従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号

四 事業地

1 収用の部分

大分市下郡南三丁目、下郡南五丁目、下郡中央三丁目、下郡東二丁目、大字下郡字滝

尾、字ボラケ迫、字羽根山及び字松女ヶ迫、明野西一丁目、明野西二丁目、明野南一丁

目並びに明野南二丁目地内

2 使用の部分

大分市下郡南五丁目地内

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

電界放出形走査電子顕微鏡及び関連機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

三 落札者を決定した日

令和五年五月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社久光大分 代表取締役 玉 井 淳 二

大分市下郡北三丁目二十五番二号

五 落札金額

〃

一億六千六百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日
令和五年四月十四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年五月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社久光大分 代表取締役 玉井 淳 二

大分市下郡北三丁目二十五番二号

五 落札金額

九千二百四十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年四月十四日

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年七月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

スクールバス（大型） 三台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和五年五月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

三菱ふそうトラック・バス株式会社九州ふそう大分支店 支店長 大澤 謙

大分市大字種具字田代千六十五番地一

五 落札金額

一億五千七百三十五万五千元（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年四月十四日

○監査公表

監査委員公表第707号

令和5年3月31日付け監査第915号で提出した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年7月14日

大分県監査委員	長谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	古 手 川 正 治
大分県監査委員	古 村 哲 彦

監査対象団体
(所管課)

監査実施日

監査結果及び措置状況

公益財団法人アール
ダリッツ芸術振興
財団（企画振興部
芸術文化スポンジ

令和4年10月18日
令和5年1月13日

注意事項
コンサートチケットやグッズ販売等に係る現金収入の取扱いについて、財団会計処理規則の規定に則らず、約1箇月間、事務所の金庫に保

令和五年七月十四日

大分県報（公告・監査公表）

<p>振興課)</p>	<p>管している事例が認められた。</p> <p>措置状況 現金収入の取扱いについて、財団会計処理規則に則り、適正な取扱いを徹底するよう指導した。財団では、直ちに、事務局職員に当該規則を周知徹底した。なお、規則で必要最小限としていた小口現金の額を具体的に内規で定め、現金残高と現金出納簿の残高を毎日複数人で確認し、その額を超える現金については、必ず翌日までに金融機関に預け入れるよう、取扱いを徹底した。</p>	<p>境部私学振興・青少年課)</p>	<p>により1年8箇月間にわたり過大に支給されている事例が認められた。</p> <p>措置状況 以下の2点について法人へ指導を行った。 (1) 認定を行った際は、各種手当の認定資料と給与ソフトの入力データを複数人で確認するとともに、給与事務担当者間での引継を徹底すること。 (2) 毎月、支給額及び認定状況の変更の有無を確認すること。</p>
<p>公益財団法人アールゲリッチ芸術振興財団（企画振興部芸術文化スポーツ振興課）</p>	<p>令和4年10月18日 令和5年1月13日</p> <p>注意事項 通勤手当の支給について、財団職員の給与に関する規程に定める認定及び支給額の決定手続を行わずに支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 通勤手当の支給について、財団職員の給与に関する規程に則り、適正な取扱いを徹底するよう指導した。財団では、直ちに、事務局職員に当該規程を周知徹底した。また、「通勤手当の認定及び支給額が決定されているか」、「認定簿に記載済であるか」といったチェック表を作成し、給与データ入力時に複数人で確認する体制を整えた。</p>	<p>学校法人日田佐藤学園（生活環境部私学振興・青少年課）</p>	<p>令和4年12月19日</p> <p>注意事項 大分県私立学校運営費補助金の執行について、会計伝票の決裁手続を行わず、また契約を全て一者随意契約で行うなど不備が認められた。</p> <p>措置状況 支出にあたっては複数人で確認を行い、経理責任者の承認を得ることや、予定価格が5万円以上の契約をする場合は2者以上から見積を徴することなど、経理規程を改正するとともに、改正した規程に則った会計処理を行うよう法人を指導した。</p>
<p>公益財団法人アールゲリッチ芸術振興財団（企画振興部芸術文化スポーツ振興課）</p>	<p>令和4年10月18日 令和5年1月13日</p> <p>注意事項 臨時職員の人件費について、臨時職員の管理に関する規程に明記されていない寸志を支給している実態が認められた。</p> <p>措置状況 臨時職員の手当等の支給について、臨時職員の管理に関する規程を見直し、適正な取扱いを行うよう指導した。財団では、臨時職員に対して賞与を支給できるよう規程を改正した。</p>	<p>社会福祉法人生愛会（福祉保健部高齢者福祉課）</p>	<p>令和5年1月17日</p> <p>注意事項 「軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金」の補助対象となる通勤・住居・扶養手当の認定手続を行わずに手当を支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 規定に基づき届出様式を提出することに加え、次の事項を徹底した上で手当の認定を行うよう監査対象団体を指導した。</p>
<p>学校法人平松学園（福祉保健部こども未来課、生活環</p>	<p>令和4年12月13日・14日</p> <p>注意事項 大分県私立学校運営費補助金の対象である職員の家族手当について、給与ソフトの入力漏れ</p>		

	<p>(1) 通勤手当 自宅から勤務地までの距離及び経路を記載した地図を添付すること。</p> <p>(2) 住居手当 賃貸契約書の写し又は登記簿の写しを添付すること。</p> <p>(3) 扶養手当 保険証の写し、学生証の写し又は配偶者の所得証明書を添付すること。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

令和五年七月十四日

大分県報（監査公表）